

会員各位

鹿行発 第 281 号 平成 26 年 3 月 26 日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬

総務部長 松崎 勲



### 会員名簿改定について (お願い)

表題の通り鹿児島県行政書士会総務部にて会員名簿の改定作業を行っております。今回、会員名簿の発刊にあたり、氏名、入会年月日、登録番号、会員番号、事務所住所 (市町村合併に伴う変更含む)、電話番号、兼業について日本行政書士会連合会に登録されている内容を、そのまま反映したものを仮の名簿として作成し、ホームページ上に掲載致します。

これらの氏名、住所等の内容を会員各自にて確認され、掲載事項に変更のある方は、**平成 26 年 4 月 25 日**までに鹿児島県行政書士会事務局まで FAX 又は電話にてご連絡ください。 (FAX : 099 - 213 - 7033)

尚、変更のある方は速やかに変更届をご提出してください。

また、提出期限までに返信のない場合は変更のないものと取扱いますので、ご了承ください。

### 差し替え (無料) 期間を終了します。(平成 26 年 3 月 31 日にて終了)

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式改訂に伴う差し替えについて

- ・差し替え対象職務上請求書番号 (NO.12-\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*)
- ・1回で交換できるのは、使用中の職務上請求書  
(1枚でも未使用があるもの)のみ、最大2冊
- ・未だ使用していない職務上請求書は、即日交換できますが、使用中の職務上請求書は、確認後の返送となります。確認の為に一時預かることとなります。
- ・交換は本人持参又は郵送してください。郵送料は各自ご負担ください。  
(持参については、ご本人がお持ち下さい。補助者、代理の方は持参できません。  
職印をご持参下さい。) ※購入：1冊 800円 毎週月曜販売日 (祝祭日は翌日)

※平成 26 年 4 月 1 日より

消費税率の改定に伴い、郵送料金が以下の通り変更になります。

現在 910円 → 改定後 930円      現在 1,100円 → 改定後 1,130円

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。